

2022年5月20日

各位

会社名 株式会社 AKIBA ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 馬場 正身
(東証スタンダード・コード番号 6840)
問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英
(TEL. 03-3541-5068)

資本金の額の減少（減資）並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月27日に開催予定の定時株主総会に、資本金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

今般の資本金の額の減少及び剰余金の処分は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図ると共に、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、これをその他資本剰余金に振り替えると共に、会社法第452条に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損補填に充当するものであります。

なお、資本金の額の減少は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はありません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様のお手持ちの株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額の700,000,000円のうち、600,000,000円を減少し、100,000,000円とすることといたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第 452 条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は 0 円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 287,923,854 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 287,923,854 円

4. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程（予定）

(1) 取締役会決議日 2022 年 5 月 20 日

(2) 定時株主総会決議日 2022 年 6 月 27 日（予定）

(3) 債権者異議申述公告日 2022 年 7 月 22 日（予定）

(4) 債権者異議申述最終期日 2022 年 8 月 22 日（予定）

(5) 効力発生日 2022 年 9 月 1 日（予定）

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変更を生じるものではなく、当社業績に与える影響はありません。なお上記の内容については、2022 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において、承認可決されることを条件としております。

以 上